

2017年12月12日

桜井市社会保障推進協議会
会長 下井直美
桜井市大福240-1
大福診療所気付

社会保障や教育・暮らしの制度の改善と充実、 地域経済を守り切実な要求実現を求める要望書

日頃より、住民の暮らし・医療・福祉・介護・教育の充実などご尽力いただいておりますことに敬意を表します。また、毎年のキャラバン行動を通して切実な要求の実現や課題の解決に取り組みの間進めていただいたことに心から感謝を申し上げます。

だれもが願うのは「安全・安心・平和」です。安心して働き続けられる職場と社会に、そしてどの自治体においても人間らしく生きられることへの保障、中小零細企業への施策の充実や賃金の底上げで「格差と貧困」をなくし、医療・年金・介護、社会保障制度の充実、ゆきとどいた教育で、子どもたちの未来に希望が持てる社会にすることです。住んでいてよかったと思える自治体づくりなどを求めて私たちも行動しています。

今回の自治体キャラバンにおいても、「地域の活性化」「持続可能な地域づくり」など、一致点の拡大に向けて対話が大きく進むことを期待しています。

桜井市社会保障推進協議会は2002年5月の結成以来、桜井市における社会保障制度のより一層の充実や、日々の暮らしに関わる様々な要求実現に向けて草の根からの活動を続けてまいりました。いまこそ、自治体における住民の暮らしを真剣に考えるときです。今回も市民のいのちと暮らしに関わる切実な要望を提出いたします。ご検討の上、是非とも文書でのご回答をお願い申し上げます。

記

I. 桜井市の環境問題について

1. 「グリーンパーク」へ持ち込む、ごみ処理料金とゴミ袋料金を引き下げてください。

【回答】(環境部)

ごみ処理料金につきましては、平成12年10月にごみの有料化と併せて処理料金の見直しを図り、段階的に経過措置を講じ、平成18年4月から現在の処理料金となっております。また、環境の保全を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を図るために、市民の皆様に応分の費用負担をお願いすることはやむを得ないと考えております。

また、指定収集袋の料金につきましては、平成12年10月に有料化を実施して以降、消費税が5%から8%に上がった時も据え置いておりますが、将来、消費税が10%に引き上げられた時は料金の見直しを検討する必要があると考えます。現在のところ料金の改定は考えておりません。

2. 日立造船との長期ごみ焼却炉等管理委託について、運転管理から保守点検、補修、資材の調達や物品管理などを委託業者に一括管理させているので、炉の効率的な運用がなされているのか、あるいは事故が起きているも市ではつかみにくいので、環境省や国土交通省が推奨している、高度な知識や技術をもった第三者機関(スーパーバイザー)を入れて監視と指導をさせてください。

【回 答】(環境部)

ごみ焼却施設の運営にあたっては、市が求めた要求水準が確実に履行されていることを業務監視(モニタリング)することが極めて重要なことから、市職員の技術職による毎日の運転日誌の確認、及び月1回のモニタリング会議による炉の運転状況・運転計画・修理状況・修理計画等を確認し、運営監視を行っています。

また、定期点検時・各種分析、測定時における立会検査を実施し、炉の効率的な運用がなされているかどうかを確認して、不具合があれば事業者に対し適宜改善指導をしております。

3. 高田地区産業廃棄物最終処分場の埋め立て事業は終了しましたが、引き続き市は県とも協力をしながら処分場の悪臭対策、水質管理、産廃場の崩落防止対策について、安全が完全に確認されるまで監視を続けてください。

【回 答】(環境部)

市といたしましては、平成26年5月28日に当該最終処分場及び周辺的环境保全を図ることを目的として、事業者と環境保全協定書を締結しました。奈良県と地元区長さんの立ち会いのもと臭気検査や水質検査を定期的に行っております。今後も指導監督責任のある県と緊密に連携を図りながら、事業者責任において維持管理が適正に行われるよう十分な監視を行っていきたいと考えております。

4. 奈良県は放射能ホットスポットがあることが懸念されているので、放射能測定機を小学校単位で設置し、教育環境・生活環境の安全のために測定し公表をおこなってください。

【回 答】(環境部)

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以来、奈良県では文部科学省の委託を受けて、県内4ヶ所で空間放射線量率の常時監視を行っており、測定を開始して以来、正常値の範囲内となっております。

桜井市におきましても奈良県景観・環境総合センターより、空間放射線量率測定器(サーベイメータ)を借りて、本庁舎及びグリーンパーク敷地内及び纏向小学校と初瀬小学校付近及び大福小学校付近の5ヶ所におきまして、平成29年11月27日に空間放射線量率の測定を行いました。測定結果については、いずれもかぎりなく0に近い数値であり、正常値の範囲内でした。

5. 原発依存から自然エネルギーへの転換について、早く「地域新エネルギービジョン」の策定を行って下さい。その上で①民間住宅での太陽光発電の設置費用に対して補助金制度を拡充して下さい。②河川の水を貯めることなくそのまま利用する小水力発電について調査や研究を行って下さい。③木質バイオマスの熱利用として市内の製材業者や森林組合と協力して、製材から出る木片や間伐材を利用して、木質チップや木質ペレットとして利用して下さい。

【回 答】(環境部)

奈良県においては、平成25年3月に奈良県エネルギービジョンを策定し、平成28年3月に第2次奈良県エネルギービジョンが見直されましたが、桜井市として地域新エネルギービジョンの策定は、今のところ予定しておりません。

- ① 桜井市におきましても、平成25年7月1日から住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付制度を開始しました。奨励金の交付については、桜井市商工会が発行する1件当たり5万円分の桜井市内共通商品券により交付しております。制度開始以来、募集件数60件で、平成25年度は40件、平成26年度は60件、平成27年度は60件、平成28年度は47件、平成29年度は12月末時点で21件の申請がありました。制度の拡充等につきましては、国内の情勢や桜井市の地域特性等を踏まえながら、検討していきたいと考えております。

【回 答】(環境部・農林課)

- ② 河川の水を貯めることなくそのまま利用する小水力発電については、県内では先進事例として吉野小水力利用推進協議会の取り組みがあります。

吉野町の標高450mの山間にある集落で、雪や台風で停電が起きることが多いことから、大規模な災害が発生すれば孤立する危険度も高く、電源の確保が切実な問題であるとのことから、具体的な解決策として小水力発電に住民主体で取り組むことを目的として、平成24年7月に発足され自治会総出によるボランティア活動として取り組まれていると聞いております。

小水力発電の抱える課題として恒常的な発電が可能な水流の確保や、実施主体の形成があります。特に、地域住民がいかに主体的にやる気になって動き出すか。この動きを作れなければ、小水力発電は普及しないと言われております。

吉野町のように雪や台風で孤立する危険度が多く、電源確保が切実な状況下で住民が主体となって取り組むことで普及が進むものであり、取り組みが必要とされる相談があれば進めさせていただきます。

- ③ このことにつきましては、平成26年度より、桜井市ホームページに間伐未利用材の買取について、バイオマス発電施設の燃料となる木材の買取について掲載させていただいております。買取には桜井市森林組合が発行する納品書(合法木材の証明書他)が必要になります。これからも引き続き啓発に努めさせていただきます。

II. 福祉・医療制度などの社会保障制度のより一層の充実について

1. 桜井市休日夜間応急診療所において、平日の夜間も内科の応急診療が開始されましたが、小児科も診れる医師を配置してください。

【回 答】(けんこう増進課)

桜井市休日夜間応急診療所の運営にあたりましては、桜井市医師会のご理解、ご協力の下、医師の配置をいたしているところです。しかしながら、医師不足、医師の高齢化などにより、現状を維持することにも苦辛している状況であり、小児科医の医師を配置することはできません。

こどもの急な発熱や急病時には、かかりつけ医に受診していただくか、「こども救急電話相談(#8000)」にまずは相談いただきますと、受診した方が良いのなど、アドバイスをしてい

ただけます。また、平成19年度より県が中核となって、中南和における拠点診療所として各市町村が費用を分担し、櫃原休日夜間応急診療所を受診していただくことができるよう、体制を整えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、「子ども救急電話相談（#8000）」につきましては、健康カレンダーへの掲載や医療機関にポスターを掲示しておりますが、市といたしましても今後、さらに広報に努めてまいりたいと考えております。もし、ご相談がありました際には、「#8000」をご紹介いただければ幸いです。

2. 子どもの医療費について、通院も中学校卒業まで助成が拡大されましたが、親の負担を少しでも軽くするために、窓口負担をなくすよう県に対して要望してください。

【回答】（保険医療課）

窓口負担をなくす「現物給付方式」の導入については、平成30年4月より未就学児までを対象とする医療費助成において、国民健康保険の国庫負担金の減額措置行わないことが決定されました。

それを受け、県と市町村との間で一定の方向性を出すために本年5月より勉強会を重ね、平成31年8月から未就学児のみを対象とする「現物給付方式」の導入が、12月25日に合意形成されました。

実施時期は、現在の「自動償還方式」とは異なるシステムを新しく構築する必要があり、また、救急医療のかかり方等に関する市民への啓発等、県医師会や関係団体等の理解と協力を得ながら準備を進めてまいりたいと考えております。

3. 福祉医療（子ども・障がい者・ひとり親家庭など）制度を、窓口負担のない現物給付にするよう県に働きかけてください。

【回答】（保険医療課）

国民健康保険運営にとって、国庫負担金の確保は極めて重要であることから、現物給付方式の導入は減額措置が廃止される未就学児が対象となります。

福祉医療制度全体を現物給付方式にするためには、今回の未就学児と同様に国の減額措置の廃止、及び全市町村の合意が必要となることから、今後さらに県とともに検討していきたいと考えております。

4. 実施中の精神障害者医療費助成制度の適用については、3級までの手帳所持者すべてを対象にしてください。

【回答】（社会福祉課）

精神障害者の医療費にかかる助成制度につきましては、自立支援医療の精神通院にかかる医療費自己負担分の助成に加えまして、平成27年4月より精神保健福祉手帳1級の方について全診療科目の入院・通院を対象に、平成28年8月より2級の方も対象に加えるという形で、段階的に拡充してまいりました。

このたびのご要望の、助成制度の更なる拡充・見直しにつきましては、他の重度障害者助成制度との公平性からも検討が必要でありますので、現在のところは困難であると考えております。

今後も障害者福祉をめぐる国や県の動向を注視しつつ、障害福祉施策の推進を図ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

5. 生活保護制度を充実させ、人間らしく生きるために

- 1) 生活保護費の財政負担割合を全額国庫負担とするよう、実現するまで繰り返し国に求めて下さい。なお、生活保護行政にかかわる職員の人件費・事務費も含めてください。

【回答】(社会福祉課)

毎年要望しておりますが、負担割合を全額国庫負担とするよう、今後も要望してまいります。職員の人件費、事務費等も含めて要望してまいります。

- 2) 低所得者が必要とする食費や日用品費は上昇しています。憲法 25 条を守り、法の精神を実現するために、生活保護基準の切り下げをやめ、引き上げるよう、国に要望してください。

【回答】(社会福祉課)

生活保護制度の運用については、国の取り扱い基準を遵守し、実施しているところであり、最低生活が維持できるよう要望してまいります。

- 3) 2015 (平成 27) 7月より減額された住宅扶助についての取り扱いについては、経過措置や例外措置、特別基準についての説明は受給者に丁寧におこない、厚生労働省の基準、通達通りに適正におこなってください。

【回答】(社会福祉課)

平成27年4月14日付け「社援発0414第9号」の通知に基づき、住宅扶助の減額に関する経過措置や特別基準などの例外措置について、厚生労働省の基準どおりに適正に実施しております。該当する受給者に対しましては、個々に丁寧に説明を行っております。

- 4) 生活保護行政の実施に当たっては法令通り正しく丁寧に行ってください。保護申請者、保護受給者、市民の多くは生活保護制度について大変理解しにくいのが実情です。また、臨時に支給可能な項目については受給者に対し丁寧にわかりやすく説明をして下さい。通院移送費については厚生労働省通達に従って全ての申請について支給して下さい。また、受給者には繰り返し広報を続けてください。

【回答】(社会福祉課)

生活保護の実施に当たっては、適正かつ丁寧な対応を心がけており、今後も徹底してまいります。また、制度や支給可能な項目の説明についても受給者に丁寧にわかりやすく説明してまいります。通院移送費については、一定の要件を満たせば支給可能です。広報については、生活保護のしおり等、これからも広報を続けてまいります。

- 5) 生活保護世帯を含む低所得世帯の夏期・冬期一時金（電気代・灯油代）の臨時的補助を市独自の福祉施策として実施してください。熱中症など、最近の状況を見れば市民生活の安定のためには是非とも必要な施策で

す。生活保護世帯についても一カ月につき八千円までの支給ならば、多くの世帯においては生活保護法上問題にならないはずです。

【回 答】（社会福祉課）

市独自の制度化は非常に困難です。現制度での対応として冬季加算を11月から3月までの5ヶ月間（暖房代）として支給しております。夏季においては生活保護制度上の加算がなく、市独自の臨時的補助は考えておりません。

6. 安心して日常生活を送ることができるために

- 1) 低所得者に対する生活交通費の支給を制度化すること。

【回 答】（社会福祉課）

支援の必要な低所得者に対しては、生活保護等の支援制度があり、その扶助において、日常生活にかかる費用も含めた額が支給されているものと考えます。これら既存の制度を運用することにより、必要とされる支援を行うことができるものと考えております。

- 2) 日常生活に欠かせない買い物がスムーズにできるよう、コミュニティバスのような交通手段を整備すること。

【回 答】（行政経営課）

公共交通は、日常生活における通院、通学や買い物等の生活路線として整備をいたしております。

運行にあたっては、鉄道駅や既存のバス停からの距離を勘案し、それぞれの地域特性に応じた交通手段の整備を行っているところです。

利用者は年々減少しておりますが、高齢化の増加に伴い、公共交通の必要性はますます高まっています。平成27年6月よりルートの新編を行い、新たな経路で運行を開始しております。

2年間の実証運行を行った西北部循環路線につきましては、運行状況を踏まえ、今年度6月より北循環路線との統合を行い、買い物や通院利用等の利便性の向上を図らせていただきました。

今後も絶えず運行状況を点検し、改善に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしく願います。

7. 介護保険制度の充実のために

- 1) 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施にあたっては、A型やB型などの「無資格者による安上がりな」サービスは実施せず現行相当型サービスを継続してください。また、第7期介護保険事業計画に於いて、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスの全額自己負担化、利用料2割から3割負担の対照者の拡大、要介護1、2の通所介護の総合事業への移行、ケアプランの有料化をしないよう国に働きかけて下さい。

【回 答】（高齢福祉課）

桜井市の介護予防・日常生活支援総合事業は、A型の事業のみを設定していますが、桜井市のA

型は、複数のサービスに分かれています。その中で、従来の予防給付と同基準のサービスを設定しており、実質的に現行相当型サービスは継続しています。また、そのサービスに加えて、従来の基準を緩和したサービスを設定しています。専門職によるサービスの質は低下させることなく、ケアマネジャーによるアセスメントを適切に行い、地域の実情に応じ効果的・効率的な取組みができるよう総合事業を行っていきます。

なお、介護保険事業計画は、全国的にある程度の均衡を図っていく必要があることから、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して策定され、桜井市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、国への働きかけや介護保険制度自体に対する改正案等を示すものではありません。介護保険事業を実施する中で、寄せられる意見や要望等については、その内容を集約・精査し、必要に応じて、国への働きかけを行っていきます。

- 2) 軽度者へ健康教室やサロンなどに参加を促しているが、会場へ行く足がなく参加できない状況が生じている。送迎支援について市独自の補助や対策をおこなってください。

【回答】(高齢福祉課)

総合事業の多様なサービスの中で、実施主体に補助を行う形で実施する訪問型サービスD型(移動支援)が位置付けられています。軽度者への健康教室やサロン等の住民主体の地域活動の場(通所型サービスB型)と一体的に行われる移動支援であるため、住民主体の地域活動への支援と併せて移動支援について検討していきたいと考えています。

- 3) 介護保険による各種サービス利用に於ける利用者一部負担金に市としての補助制度を作ってください。特に低所得者のホテルコストについて具体的な補助を実施してください。

【回答】(高齢福祉課)

介護保険法では、自己負担が一定額を超えたときは、申請をすることにより、その超えた分が払い戻され、負担が軽減される仕組みになっています(高額介護サービス費)。さらにホテルコスト(食費、居住費)についても、低所得者の方の利用者負担は、申請することにより、所得に応じた負担限度額が設定され、負担の軽減が図れる制度になっております。よって利用者的一部負担金として市が補助を行うことは考えておりません。

なお、利用者やその属する世帯の生計を維持する者が、罹災、死亡等の事情で、生計を維持することが著しく困難になったと認めるときは、介護保険利用者負担額の減額特例を実施しています。

- 4) 要介護で施設入所を希望している人の人数を把握し、待機者ゼロへの計画を立て、行き場のない高齢者をなくすために、施設入居待機者の詳細な実態調査をおこない、必要数に基づいて計画的に施設・居住系サービスの整備を進めてください。特養ホームの入所は要介護3以上の基準を機械的に実施せず、要介護者の身体的・社会的必要性に応じて判断してください。一人暮らしの認知症に対する対策を確立してください。

【回答】(高齢福祉課)

施設整備については、3年毎に介護保険事業計画を立てその計画に基づき整備実施しており

ます。現在策定中の第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度の3か年）においても、介護離職者・特養待機者解消は重要な課題と位置づけ、対策として、地域密着型特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護等の施設整備を行う予定です。

要介護3未満の認定者についても、その個別の必要性に応じて、入所を検討する仕組みが設けられており、特別養護老人ホームからの特例入所にかかる意見照会に対して、重度の認知症、知的障害、精神障害、独居で地域や介護サービスの供給が不十分、養護者による虐待を受けている事例等、居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合は、特例入所の要件に該当する意見を回答しています。

介護保険の福祉用具貸与の中にGPSが貸与できるようになっています。また、平成30年中に行方不明者高齢者のための見守りシール（QRコードシール）交付事業を始める予定です。

- 5) 介護保険料を下げるため、国庫負担を大幅増額するように国に要望して下さい。また、介護保険会計への一般会計からの繰り入れを行い保険料を引き下げてください。また、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者の保険料を大幅に軽減するための減免制度を拡充してください。

【回答】（高齢福祉課）

現在、第7期介護保険事業計画策定業務のなかで、当計画期間の介護保険料を推計しているところですが、介護保険料は、介護給付費が増大するにつれて、増額になるしくみとなっています。

介護保険の運営は、公費負担が50%（うち、市の一般財源は12.5%）、現役世代が28%、高齢者が22%を負担するよう定められています。介護のリスクにそなえ、みんなで支え合う助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。介護のリスクの高い高齢者自身も、助け合いの輪に加わっており、市の一般会計を繰り入れ、高齢者の介護保険料を軽減することは、定められた負担割合を超えて、他に転嫁することになり、助け合いの精神を否定することにもなりかねません。原則、定められた枠組みの中で、被保険者の負担能力に応じた保険料額となるよう対応すべきと考えられ、一般会計からの繰り入れについては慎重に検討すべきと考えています。また、今後の介護保険をめぐる情勢の変化等に応じて、現在の負担の割合での事業運営に支障をきたすと判断するときは、国庫負担を含めたそれぞれの負担について、見直しの要望はしていきたいと考えています。

なお、第1号被保険者の介護保険料は、原則として所得状況等に応じて、保険料の段階設定を行っているため、住民税非課税等の低所得者に対しては、基準額の50%から90%になるよう軽減を行っています。また、利用者負担額軽減特例と同様、利用者やその属する世帯の生計を維持する者が、罹災、死亡等の事情で、生計を維持することが著しく困難になったと認めるときは、介護保険料の減免を実施しています。

- 6) 介護職員が足りない状況にあります。市独自で給料補助や育成に関する研修等、介護職員確保の対策を考えてください。

【回答】（高齢福祉課）

介護ニーズの増大や労働環境に対する不安や不満等の現状により、介護業務に係る労働力供

給の確保、雇用管理の改善、若年層の介護の仕事への理解など、国全体が課題として取り組みを開始しています。現時点で、市独自の給料補助は困難と考えますが、育成や研修等については、県や関係機関と連携しながら、必要数の確保や質の向上に努めたいと考えております。

桜井市においても、今後、中重度者からのサービス需要の増加が見込まれ、有資格者の人員不足の対策をしなければなりません。介護事業者の人員配置等に対する基準を緩和することにより、新たな雇用も生まれ、資格の有無に関わらず、家事援助等の必ずしも専門職の支援が必要でない軽度者の生活援助を担う等、柔軟なサービス提供を可能にし、人員不足のリスクに備えていきたいと考えています。

- 7) 要支援者が区分変更を申請した際、現在の制度では、介護が必要だとする区分変更にかかわらず、変更申請中はすべてがもとの要支援1相当でプランを策定しなければならず、必要以上にサービスを制限しないといけいいため区分変更がしにくく、従来の区分変更制度に戻してください。

【回答】(高齢福祉課)

介護予防・日常生活支援総合事業が始まってからも、区分変更申請中のサービス調整の取扱いは、従来と変わりありません。ケアマネジャーによるアセスメントをしっかり行い、利用者の状態等を考慮し、やむを得ず暫定プランによるサービス提供が必要な場合は、暫定利用分が、全額自己負担になる可能性を利用者に十分説明したうえで、利用者の希望を勘案しながら、介護給付を受けられるよう専門的な立場で適切なサービス調整を図っています。

総合事業は介護予防事業であるため、介護給付が必要な「要介護」認定者は利用することができません。そのため、総合事業を利用する場合に限っては、事業対象者（支給限度額上、要支援1と同様の取扱い）として取り扱うこととなります。総合事業を利用する場合を除いては、従来からの取扱いと変わらず、暫定プラン作成のうえサービス提供が可能です。

8. 国民健康保険の充実と健康増進に向けて

- 1) 来年4月から国民健康保険県単位化が始まるが、市民が安心して医療を受けられる制度にするため、保険税(料)の軽減を図るため、市として一般会計からの繰り入れや財政調整基金の活用、国に対しては国庫補助金の増額、県に対しては独自の繰入をおこなうよう働きかけて下さい。

【回答】(保険医療課)

保険税の軽減を図るための一般会計からの法定外繰り入れは、当市では行っておりません。県単位化による保険料水準の統一化のために、法定外繰り入れは解消・削減の取り組みが推進されています。

国・県に対する要望は引き続き行っています。

- 2) 国保税の差し押さえについては機械的におこなわず、税滞納世帯の経済状況を丁寧に聞き取り、また、保険税の滞納を理由とする保険証の取り上げや、短期証、資格証の発行についても一方的に行わずきめ細かく相談に応じてください。

【回答】(保険医療課)

国保税につきましては、財源の確保及び公平性の観点から、徴収の強化に取り組んでおります。また、滞納世帯に対する短期被保険者証、資格者証明書の発行についても、納税相談等による十分な聞き取りをさせていただく中で発行しております。

- 3) 特定健診について、市民に広く内容を知らせるとともに、受診項目をさらに広げるなど受診率の向上に努めて下さい。また国保受診者からの一部負担金の徴収をおこなわないでください。

【回 答】(けんこう増進課)

特定健診の受診率向上を目指した取り組みとして、広報誌による告知をはじめ、より健診が受けていただきやすくなるよう、平成28年度より受診券方式を導入しています。

5月中頃に、対象者に個別に送付しているもので、ご自身が今年度、どんな健(検)診を受診することができるのか、一目で分かるようになっていきます。折りたたんで財布に入るサイズになっていますので、携帯していただくことで、医療機関からも受診を促していただくことができます。電話による勧奨も実施しています。また、総合検診といたしまして、同日、一度に各種がん検診とあわせて受診していただける日も設定いたしました。今後は、託児コーナーを設けるなど、さらに受診していただきやすい工夫をしていきたいと考えています。

一部負担金の無料化につきましては、現在の厳しい財政状況のもとでの実施は困難と考えております。

- 4) インフルエンザ予防接種に対する公的補助を全年令に拡大するとともに、障がい者、ひとり親家庭への補助を拡大し、低所得者、生活保護世帯等に対する補助を受ける手続きを簡素化して下さい。また、65歳以上の人の自己負担金を減額して下さい。

【回 答】(けんこう増進課)

65歳以上の人に対するインフルエンザ予防接種は一部公的負担を実施しています。

生活保護受給者については、「生活保護受給者証」を病院窓口で提示していただければ、無料で接種を受けていただけます。低所得世帯(非課税世帯)に該当される方については事前に、けんこう増進課において手続きが必要です。個人情報保護の観点から申しまして、従来の手続きをお願いいたします。

来所が困難な場合は、家族や代理人でも手続きは可能です。

なお、65歳以上の人の自己負担金については、国の基準が3割とされていることから、現行どおり1,500円の負担をお願いします。

- 5) 夜間診療にてインフルエンザ予防接種をされる低所得世帯の方の確認作業は、接種翌日に出来るようにして下さい。

【回 答】(けんこう増進課)

接種後に確認作業を行うことにより、自己負担金が発生した場合、窓口での手続きがかえって煩雑になることも考えられます。ご不便をおかけするかと思いますが、現行どおり接種前の確認とさせていただきますこと、ご理解いただきますようお願いいたします。

6) 肺炎球菌ワクチンの接種について、一度も公費での接種を行っていない場合は、65歳以上でいつでも公費での接種を可能にしてください。

【回 答】(けんこう増進課)

公費で接種していただけるのは、生涯で1回限りとなっています。また、自費で肺炎球菌ワクチン接種を受けた人は対象外となります。

対象年齢については、国が定めた対象年齢が65歳以上から100歳までの5歳きざみの節目となっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Ⅲ 地域経済と地元中小業者の営業と暮らしを守る課題について

1. 中小業者の経営危機は深刻さを増すばかりです。この機会に全市民を対象にした生活実態調査を行い、自営業者をはじめ農民・労働者・高齢者など市民各層の生活実態と諸要求を掌握し、市民一人一人が大切にされる具体的政策を講じて下さい。また、地域の活性化に向けた取り組みを進めてください。

【回 答】(商工振興課)

中小企業の支援対策として、中小企業融資に併せ、事業開始前から設備投資等への融資を可能とするため平成28年度より創業者向け融資の創設を行い、利子の一部補給及び債務保証料の補給を実施すると共に、木材産業への支援対策として、融資に対する利子の引き下げを継続して行っています。

地域の活性化に向けた取り組みとしては、市内商店街で実施されるイベント等に対し、平成25年度より商店街活性化事業補助金を創設し補助を行っています。

また、木材産業の振興策としましては、平成25年度より市内製材木等利用促進奨励金を創設し、市内で製材された木材や奈良県産材を使用して住宅を新築または増築、リフォームを実施した場合に奨励金(市内共通商品券での交付)を交付しています。そして、昨年9月に大幅なリニューアルを行いました「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄付金」におきましても、桜井市商工会と連携の下、市内の魅力ある特産品(400品目以上)を返礼品として揃えたことにより、全国からの寄付金が大幅に増加しており、今後も継続して返礼品の充実を図り、市内事業者の売上に寄与することにより地域経済の活性化に繋げていきたいと考えております。

全市民を対象とした生活実態調査は実施しておりません。

2. この間、国保税や固定資産税、住民税の滞納に対して「運転資金の差し押さえ」が起こっています。長引く不況で、今までに経験したことのないような経営難に陥っている中小業者の死活問題になる運転資金の差し押さえはやめてください。

納税困難ケースについては、預金の差し押さえ後も運転資金などが含まれている場合もあるので、納税者と十分話し合いをして、差し押さえ解除・分割・延納も含めて相談に応じてください。市民の目線に立った心の通った対応をお願いします。

【回 答】(税務課・保険医療課)

市税・国保税につきましては、貴重な自主財源の確保及び公正・公平の観点から徴収の強化に取り組んでいるところです。

納税困難ケースにつきましては、納税者の生活状況等を十分聞かせていただき、分納等を含む納税相談を随時行っておりますが、納期限後、文書による催告等を発送した後も納税が無く、また何ら連絡も相談もない滞納者に対しては、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

「差押」は「最終手段」と捉えておりますので、それまでに納税相談に来ていただくようお願いいたします。

3. 「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが住宅の耐震化など技術的な相談に応じるとともに、「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」の実施枠を広げてください。「住宅リフォーム助成制度」を桜井市でも早期に実現してください。

【回答】（営繕課）

「住宅相談窓口」につきましては、6月から偶数月の第3木曜日に事前予約制で実施し、住まいづくりアドバイザーにより相談に応じております。木造住宅の耐震改修補助につきましては、今年度も3件と件数に制限がございますが、「既存木造住宅耐震改修補助制度」を昨年引き続き実施しております。また「リフォーム助成制度」につきましては、自宅を新築・改築及びリフォームを実施する際に、奈良県産材や市内で製材された木材を一定量使用し、所定の基準を満たす人に対して奨励金を交付しております。全面的な「リフォーム助成制度」につきましては、財政面の課題もあり、引き続き慎重に検討して参ります。

IV 子育て支援について

1. 保育所・幼稚園および避難所の耐震化を含む改修を早急におこなってください。また、避難所になる小学校等は耐震化されているが、ハザードマップなどの徹底や市民に避難経路、避難物資の確保を市民に周知し、案内板や避難訓練などをおこなってください。また、避難用備蓄庫の点検も毎年おこなってください。

【回 答】（危機管理課）

公の指定避難所の耐震化の促進につきましては、その費用が莫大になることから、民間事業者のご理解・ご協力を求めその施設を指定避難所と位置づけられるような手法についても検討を進める必要があると思われま。

避難経路につきましては、災害の種類や規模によって避難経路が特定できないことから、自主防災会の避難訓練等での複数の避難経路の確認、また、避難物資につきましても、災害の規模や状況により変化すると考えますことから、各家庭において、災害発生時における食料等の確保を呼びかけていきたいと考えております。

指定避難所の所在につきましては、ホームページへの掲載、ハザードマップ等の記載及び平成28年4月に暮らしの便利帳を配布し周知しているところです。

案内板につきましては、電柱等にすでに設置（1避難所当たり4か所）を行うとともに、各小学校（旧上之郷小学校を含む）校門付近にサインポールの設置を行っております。

避難訓練の実施につきましては、住民参加型の訓練として、地域内の自主防災会や自治会等との連携により、発災時の消火活動や避難所までの集団避難等の訓練を実施しております。今後、災害種別ごとの避難訓練や、住民による避難所開設・運営の訓練に取り組んでいきたいと考えております。

また、拠点となる避難所として小中学校等に防災倉庫を設置し、従来より危機管理課職員で行

っていた点検については、今年度から、避難所担当職員による年3回の定期点検を行い、迅速な避難所開設を図りたいと考えております。

【回 答】(教育委員会事務局総務課、児童福祉課)

保育所、幼稚園の耐震化につきましては、平成26年度に第1保育所を、平成28年度に桜井西幼稚園の耐震補強工事を行いました。他の耐震化のできていない保育所、幼稚園につきましては、桜井市公共施設再配備方針をもとに、各施設の状況や児童数の推移を考察しながら、統廃合も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

なお、緊急を要する改修箇所につきましては、随時点検を行い、子どもの安全に努めてまいります。

2. 市内保育所を民間委託することはおこなわないでください。すでに民営化された、第4保育所(桜井学園)についても公立保育水準や環境の質など低下させないでください。認定子ども園のような新システム導入はしないでください。

【回 答】(児童福祉課)

公立保育所の民営化、認定こども園化については、子ども・子育て支援事業計画の具体化や桜井市公共施設再配置方針をもとに検討してまいります。民営化した保育所では、法人の運営方針に基づき運営を行っていただいております。

3. 安倍幼稚園、桜井西幼稚園の3年保育を速やかに実施してください。

【回 答】(学校教育課)

各幼稚園における3年保育につきましては、幼児・保護者のつながり、集団生活への慣れ、社会性の獲得等その必要性は十分理解しております。しかしながら、幼稚園ではその募集において園区を設けておりません。そのなかで、待機児童がいないこと、今後園児数が減少する等の状況、及び幼稚園の適正規模等から当面現体制で3歳児保育を実施して参りたいと考えております。

今後、地域、保護者のニーズなどの変化に対応した桜井市にあった幼稚園のあり方を含め、検討して参りたいと考えております。

4. TPP問題などで食の安全に対する市民の関心が高まっています。放射能汚染に対する対応をおこなってください。そして学校給食においては、国産、地場産食材を使用し、その比率を上げてください。また、学校給食センターの民営化が決まりましたが、現在の給食水準を確保して下さい。

【回 答】(学校給食センター)

現在市場で流通している食材は、産地において国の指示に基づき放射能検査が行われ、安全が確認されているところでありますが、学校給食の食材の調達、調理については、これまで通り安全・安心を最優先として行っています。また、使用する食材につきましては、できるだけ国内産や地元産の食材を購入し、地産地消に努めているところです。

学校給食における地場産食材の活用に関しましては、主食の米は、奈良県学校給食会が各種検査の上、ビタミン強化米を加えた奈良県産の「ヒノヒカリ」を使用しております。さらに、野菜

（「青ねぎ」・「にんじん」・「大根」・「白菜」・「ほうれん草」など）は、収穫時期に合わせて地元産の食材を積極的に使用しています。そして、生肉については、国産のものを使用し、牛肉については、個体識別番号の証明書の添付を義務付けております。

また、学校給食センターの調理業務の民間委託については、献立作成や食材購入は従来通り市が行うことになっており、また、新学校給食センターの建設により設備も充実することから、現在の給食水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

【回 答】（児童福祉課）

保育所における給食食材については、昨年度に引き続き放射能検査を実施しています。なお、食材の調達につきましては、基本的には地産地消の観点から県内産を中心に提供できるよう努めております。天候や購入量等により確保できない場合は国内産で調達できるよう努めているところです。

5. 今、17歳以下の子ども貧困率は、16.3%と過去最悪で大きな社会問題となり、また生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年で倍増し、全国的に深刻化しています。このような状況のなか、就学支援を希望する世帯が増えています。せめて入学準備金の支給を入学前の早い時期に支給してください。また、就学支援の認定基準を引き上げて、就学援助金の支給は年度はじめの早い時期にしてください。

【回 答】（学校教育課）

入学準備金の支給時期につきましては、県内の他郡市等の実施状況及び実施方法等の調査を行い、認定手続き等の検討・研究を進め、平成31年度入学児童生徒より実施できるよう準備を行っております。

援助対象者の認定につきましては、桜井市就学援助費支給要綱第2条第2項より、前年中所得が生活保護法第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準を基に、教育委員会が定める基準額を下回る者と定められております。この基準をもとに公正に審査しているところです。認定基準につきましては、他郡市の状況及び本市の支給状況等の研究を行い、検討を進めてまいります。

6. 公立小学校や中学校の給食費の保護者負担を軽減する自治体が増えています。勤労者の実質賃金が下がるなか家計には給食費が大きな負担となっています。多子世帯への補助などできることを検討してください。

【回 答】（学校給食センター）

学校給食費については、学校給食法第11条2項において、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担となっておりまして、全国のほとんどの自治体はこれに基づいて学校給食費を保護者に負担して頂いております。

本市の場合、今年度の学校給食賄材料費の予算は2億2千852万9千円であり、学校給食費として保護者の皆様から頂いております。なお、このほかの給食を作るために必要な施設にかかる費用、光熱水費、人件費等の諸費用は市が負担しています。

さて、学校給食費の一部補助をしているのは、全国で362市町村あり、このうち大半が子育て支援・少子化対策や過疎化対策等としての取り組みの性格が強く、児童・生徒の数が少ないため費用も大きくかからず、実施可能だったとみられます。本市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、子育て世代に選ばれるまちづくりや定住促進対策については、重要な課題

として位置づけしており、これらの課題に対して様々な施策を講じて取り組みを進めているところであります。

給食費の保護者負担の軽減につきましてもこれらの課題に対して一つの施策として有効性はあるかと考えますが、本市の場合これを行うためには児童・生徒の人数からみましても現在の市にとって大きな負担となりますことから、創生総合戦略には、施策として取り入れておりませんので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

今回ご提案の多子世帯への給食費の補助につきましては、現在、実施している市町村の状況や、今後の動向等をみながら必要性・可能性等を調査・研究してまいりたいと考えております。

7. いじめのない小中学校にしていくために、①学校が保護者の力も借りて共同の力で解決していくために、情報を共有できるようにしてください。②市内小中学校のスクールカウンセラーを増やしてして下さい。

【回 答】(学校教育課)

① いじめのない小中学校にしていくためには、学校・家庭・地域・関係機関との連携が必要であり、特に保護者との共通理解、協力は不可欠であると考えております。そのためには、情報共有することが重要で、各学校は「学校だより」「学年・学級だより」「ホームページ」などを使い、積極的に情報を発信しております。また、「授業参観」や「オープンスクール」「懇談会」等直接学校に来ていただく機会をできる限り設けています。さらに、地域・保護者との連携を深めるため、市内全小中学校において、「奈良県学校・地域パートナーシップ事業」を行っております。今後、さらに地域に「開かれた学校」づくりに取り組んで参りたいと考えています。

② スクールカウンセラーにつきましては、県スクールカウンセラーをすべての中学校に配置いただき、市スクールカウンセラーとともに相談活動を行っていただいております。スクールカウンセラーを4中学校区に配置することで、中学校の生徒、保護者だけでなく、小学校の児童、保護者にも対応できるよう取り組んでおります。しかし、いじめ、不登校、虐待、問題行動等で精神的な苦痛を感じている子どもたち、保護者の負担を少しでも軽減し、解決するカウンセラーの必要性は更に増加していると考えています。今後も更に充実した取組ができるよう県へも要望して参りたいと考えております。

8. 市立図書館の閉館時間は、現在、午後5時ですが市内中心部から離れているため平日は通勤、通学の利便性を考慮して午後7時まで延長してください。また、読書会サークルなどが利用しやすいように無料で会議室を使用できるようにしてください。

【回 答】(社会教育課)

図書館の開館時間については、要望を受け平成21年度より30分拡大し、午前9時～午後5時までとなっています。また、平成25年度から指定管理者の企業努力により、期間を定めて午後7時と午後8時までの夜間開館を施行、その結果を踏まえ、今後については研修室や地域におけるイベントの開館時等に合わせながら、効果的・弾力的に開館時間の延長を協議してまいりたいと考えております。

また、研修室の利用につきましては、特定の団体を優先することなく、受益者負担をお願いし

ております。

9. 市内で安心・安全に遊べるよう公園整備や遊具の点検と設置、親子で集える大型公園などの新設をして下さい。

【回 答】(都市計画課)

鳥見山緑地公園につきましては、平成 28 年度に地形測量、及び隣接地との境界確定作業を行い、公園区域面積は、約 10.3 ヘクタールで確定致しました。

現在、平成 29 年度において、実施設計を行っており、今後、平成 31 年、32 年度に予定しています新庁舎の建設もふまえながら、整備を進めていきたいと考えております。

桜井中央児童公園（シャルトル公園）につきましては、平成 29 年度において、中和幹線栗殿近隣周辺地区のまちづくりの基本計画という位置付けで、公園の基本計画を作成しており、今後、県と個別協定を結んだ上で、平成 30 年度以降、国の都市再生整備事業を活用し、実施設計を行い、トイレの改修や広場の芝生化、遊具の設置等、整備を進めていきたいと考えております。

また、市が管理している都市公園につきましては、遊具関係は専門業者による安全点検と職員による定期パトロールを実施し、修理が可能な遊具等につきましては修繕を行うことにより、長寿命化を図っており、危険と思われるものは使用停止又は撤去をして、老朽化が起因となる事故の防止に努めております。

V 桜井市高齢者総合福祉センター「竜吟荘」について

桜井市では高齢化率が 25%をこえています。そういうなかで高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の果たす役割は大きいものがあります。平成 26 年度から浴場施設が利用者負担で再開され、センター行きのコミュニティバスの料金が往復 200 円で利用できるようになりましたが、あまり施設の利用者が増えていません。コミバスの利用者がほとんどいないからです。早期に廃止をされた巡回バスを再運行してください。

【回 答】(社会福祉課)

桜井市では、年々高齢化率が上昇しており、程なく 65 歳以上の方が 30%に届く見込みとなっております。そうした中で、介護予防・健康寿命の延伸が注目され、この点において高齢者総合福祉センター「竜吟荘」が担う役割は益々重要なものとなっております。市民の皆様にとって、よりよい生活を送っていただくためにも、多くの方にセンターを利用していただくことは本市としても願うところであります。

巡回バスの再開につきましては、桜井市第 2 次財政改革において廃止決定となっております。そのため、財政負担の観点から再開は、非常に困難な状況であります。しかし、利用者の利便性を踏まえ、本市ではコミュニティバスの利用を推進しており、センター利用者に限りまして、乗車料金を割り引きするサービスを実施しております。

なお現在、更なる高齢者総合福祉センター「竜吟荘」利用者の増加を図るため、利用対象者の枠を拡大することを予定しております。交通手段等についても、より利用しやすい方法がなにか行政経営課・竜吟荘と協議し、利用促進に努めてまいります。

VI 桜井市の纏向遺跡等の観光地について

1. 纏向遺跡の発掘調査はわずか 2%です。「纏向遺跡・纏向古墳群の保存・活用計画書」にもとづき、遺跡の全容

解明と整備を急いでください。遺跡を市の活性化につなげていくためにも保存と管理については、纏向遺跡及び纏向古墳群全域を対象にして全面保存と国の史跡指定を受けてください。

【回答】(文化財課)

纏向遺跡につきましては、遺跡の範囲が非常に大きいことに加え、区域内にいくつもの集落が点在していることなどから、短期間に全域を史跡指定するということは、非常に困難な状況にあります。

そのため、史跡指定については、古墳や集落中枢部などの重要地点で調査の完了した部分から史跡指定するように国から指示されており、平成 25 年度には、大型建物が出土した辻トリイノ前地区の一部及び旧纏向小学校跡地を、平成 28 年度には箸墓古墳周濠が史跡指定となったところであります。

今後は、平成 27 年度に策定をいたしました「史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群一保存・活用計画書一」に基づき、実態解明のための調査を今後どのように進めていくのか、保存活用事業につきましてもどのように進めていくべきなのかを国や県、各委員会(纏向遺跡調査委員会・纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会)などの御指導を頂きながら作業を進めていきたいと考えております。

2. 纏向遺跡センターエリアとしての史跡大田地区に、遺跡を解説するガイダンス機能等の整備事業を急いでください。

【回答】(文化財課)

史跡纏向遺跡太田地区は纏向遺跡の整備事業の核となる地点と位置付けており、平成 28 年度事業として便益施設の建築をさせて頂きました。平成 29・30 年度はガイダンス施設の実施設計を行う予定で作業を進めております。

また、史跡公園につきましては、ガイダンス施設の完成後に整備を計画していきたいと考えております。

なお、大型建物の検出された辻地区におきましては史跡の仮整備事業として本年度、検出された柱跡に木柱を建て、見学者に建物のイメージをして頂きやすいように整備工事を実施中であり、3 月末には完成した姿をお見せすることができると思います。

3. 箸墓古墳の隣接地の周濠部エリアについて、国史跡への指定を受けましたが、今後の整備事業の方法として、国営公園としての保存と、遺跡博物館を設置するよう国や県に働きかけてください。

【回答】(文化財課)

箸墓古墳周濠隣接地につきましては開発事業が計画されたことに伴い、遺構や景観の保全を目的に事業者の協力を頂きながら史跡指定を受けることができました。

今後の整備手法につきましては国や県、各委員会などのご指導を頂きながら計画を考えていきたいと思っておりますが、基本的には史跡公園として箸墓古墳の墳丘の裾や周濠などの関連遺構の明示を行うとともに、遺跡を訪れた方に活用いただくためのガイダンスゾーンや休憩所などの設置を行いたいと考えています。

なお、周辺地区をも含めた国営公園化や遺跡博物館の設置につきましては、将来的な課題として視野に入れ国や県と調整を計りつつ、整備事業の立案を行っていきたいと考えております。

VII 私たちの身近で切実な願いです。早急に改善、実現してください。

以下の危険箇所への安全対策を実施してください。

1. 観光や買い物で市内を安全に通行できるように歩道や自転車道の整備をしてください。

【回 答】（土木課）

桜井市が管理する道路には歩道が整備されたものもありますが、ほとんどのものが歩道もないのが現状です。今後は、駅・公共施設・福祉施設・市民が利用する公共性の高い施設が集まった「JR・近鉄桜井駅周辺地区」について、平成 28・29 年度でバリアフリー基本構想の策定を行い計画的に整備してまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

2. 台風 2 1 号によって桜井市内において、がけ崩れや道路の陥没など大きな被害をもたらしました。早急に風水害に対する防災対策を講じてください。特に、河川状況の現状の把握に努め、必要な措置をとってください。

【回 答】（土木課）

台風 2 1 号による降雨量は市内全域で 2 4 時間雨量が 3 0 0 ミリを超えており、特に山間部の多武峯地域、上之郷・初瀬地域において、山崩れや道路肩の災害が多く 1 7 4 件中 1 3 9 件の被災が発生しました。河川の被害としましては 3 6 件が確認されており、早期に災害復旧工事を実施し、今後も続き地元の協力を得ながら維持管理に努めてまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

2. 慈恩寺など大和川の堆積物除去を定期的におこなってください。また、今年、10 月の台風襲来により、昨年も要望していた谷仁王堂付近の寺川が危険水位まで上昇し付近の住民の不安が増したことから雑草が多く繁茂し豪雨災害の危険性が高くなる可能性があるため、早急に除草してください。

【回 答】（土木課）

大和川及び寺川の管理区分は、中和土木事務所となっております。実情を踏まえて要望いたします。

4. ヤマトー桜井店跡地について、パチンコ店を経営している事業者と地主が出店のための契約をおこないません。周辺住民からは、「パチンコ店が出店すると車が増えて混雑するのでは」「ネオンサインや電光掲示板で宣伝されると光害になる」など、不安の声が広がっています。市として地域住民の声をよく聞いて事業者に伝えてください。

【回 答】（商工振興課）

ヤマトー桜井店跡地についての活用については、かねてより近隣住民の皆様から衣食住を満たす商業施設（ショッピングセンター）を誘致してほしいとの要望があり、その意向は当市からも地主である亀山製絲に伝え、住民生活の安定・向上を求めてまいりました。

しかし、その後において当該事業者と賃貸借契約を締結され、出店業種・業態については、契約事業者に委ねられているとの回答を地主より得ております。

各種法令を遵守した出店である限り、出店業種や業態に関して、市が介入できることではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【回 答】（土木課）

開発行為申請・大型店舗申請等、今後、道路管理者及び警察署の協議が必要となりますので、出入口の設置位置等を開発者へ指導します。また、大型の看板類についても奈良県屋外広告物条例及び桜井市奈良県屋外広告物条例の申請が必要となりますので開発者へ指導を行います。

5. 桜井駅南口、エルト桜井まほろばセンターリニューアル工事について、一階は空き状態で二階に子どもの遊ぶ施設の計画ですが、駐車場料金も発生する、お金のかかる子育て世代の利用は見込めないのではないか。計画の見直しをしてください。

【回 答】（商工振興課）

桜井市の中心拠点としての駅前エリアの再生と賑わいあふれるまちづくりを進めるため、地域住民等と行政が一体となり、エルト桜井2階部分の改修について、事業手法や導入機能の検討等を行い、現在の計画を決定いたしましたので、計画の見直しについては考えておりません。

今回計画しております「遊び場」については、県内の商業施設等を見てもこれほど広い屋内型の子どもの「遊び場」施設は無く、市内外のたくさんの方に、利用していただける施設と考えております。

エルト桜井リニューアル後には、子どもの遊び場や文化講座の開催、貸館部分における市民の積極的な利用により、子どもからお年寄りまでが交流できる多世代交流ゾーンとして位置づけを行い多くの方々に利用していただくことにより、桜井駅周辺の賑わい創出に繋がるものと考えております。このようにエルト桜井2階部分を整備することにより、1階部分までその波及効果をもたらし、店舗の進出に繋げて行きたいと考えております。

8. 奈良交通多武峯線 竜吟荘バス停へは、南口からは一日片道2本しかなく、利用者から増便してほしいとの声が上がっています。早急に改善してください。

【回 答】（行政経営課）

竜吟荘バス停（高齢者総合福祉センター）への直接乗り入れについては、ご質問にもありましたとおり、桜井南口発が9時45分発と、10時50分発の2本、竜吟荘発が14時40分発と、15時44分の同じく2本ございます。時刻表を設定する際には、竜吟荘にも相談しながら、一番ご利用しやすい時間帯を設定させていただいております。

また、その他の時間帯については、竜吟荘横の倉橋池口が最寄りバス停となり、合計で行き10本、帰り10本の便を設定いたしております。今後は、乗降状況や竜吟荘の利用状況を見ながら、ご利用していただきやすい便の設定について検討し、利用促進に努めてまいります。

9. 市や県から高齢者に送られるアンケートや申請の案内（給付金等）等、送付されると内容を聞かれて困ることがあります。送る時期に市の事業所連絡会やケアマネ部会等で発信して頂きたいです。

【回 答】（高齢福祉課）

把握できる範囲で情報提供を行います。

以上